

第8節 風水防活動

第1 風水防活動

風水害等災害が発生した場合、消防対策部を主管とし、人命救助及び被害の拡大防止を優先した初期対応を実施する。事後、被害の程度により各対策部をもって増援するほか、市独自で対応できない場合は、防災関係機関等の応援により風水防活動を実施する。

第2 救急・救助活動

1 救出・救助

風水害等災害により、行方不明者、要救助者が発生した場合、消防対策部で救急・救助活動を実施する。市独自で対応できない場合は、自衛隊及び警察署等に応援を要請し、救出・救助活動を実施する。

2 医療機関への疾病者の搬送

救助された疾病者は、消防対策部の救急車等により市民病院等へ搬送する。また、重傷者を市外の医療機関へ搬送する場合は、必要により自衛隊及び北海道のヘリコプターを要請する。

細部は、地震災害対策編第3章第7節「消防活動」及び第14節「行方不明者の捜索」に準ずる。

第9節 応急医療

風水害等災害により、負傷者が発生した場合は、原則として被災地から直接緊急病院等へ搬送し、治療するが、同時に多数の負傷者等が発生した場合は、医療対策部が主管となり被災現場に救護所を設置してトリアージ等を行う。

細部は、地震災害対策編第3章第8節「応急医療と救護」に準ずる。

第10節 警戒区域の設定及び避難

風水害等災害により、家屋の倒壊、浸水等が発生した場合は、危険を回避するため警戒区域を設定するとともに、保健福祉対策部及び企画対策部が主管となり、避難所の開設及び避難所等への避難活動を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第9節「避難」に準ずる。

第11節 交通対策・緊急輸送

風水害等災害により、道路、橋の被害及び停電による交通信号の停止等が発生した場合は、危険及び混乱を回避するため、警察及び道路管理者等と調整し建設対策部が主管となり、交通規制を実施するほか、必要に応じ緊急輸送路を確保する。

細部は、地震災害対策編第3章第10節「交通対策と緊急輸送」に準ずる。